

令和4年度夏期 監視指導結果

旧食品衛生法に基づく許可を要する施設

	監視を行った延べ施設数	違反発見施設数	違反内容					行政処分を行った件数(営業停止、廃業命令等)	行政処分以外の処置件数(始末書等)
			施設基準違反件数	管理運営基準違反件数	製造基準違反件数	表示基準違反件数	その他の違反件数		
飲食店営業	86								
菓子(パンを含む)製造業	11								
乳処理業	5								
特別牛乳搾取処理業									
乳製品製造業	5								
集乳業									
魚介類販売業	4								
魚介類せり売営業									
魚肉ねり製品製造業									
食品の冷凍又は冷蔵業	4								
かん詰またはびん詰食品製造業 (上記及び下記以外)									
喫茶店営業	1								
喫茶店営業(自動販売機)									
あん類製造業									
アイスクリーム類製造業	2								
食肉処理業	2								
食肉販売業	9								
食肉製品製造業									
乳酸菌飲料製造業	6								
食用油脂製造業									
マーガリン又はショートニング製造業									
みそ製造業	1								
醤油製造業	1								
ソース類製造業									
酒類製造業									
豆腐製造業									
納豆製造業									
めん類製造業									
そうざい製造業	5								
添加物製造業(規格が定められたものに限る)									
食品の放射線照射業									
清涼飲料水 製造業	1								
氷雪製造業									
小計	143								
臨時営業	186								

改正食品衛生法に基づく許可を要する施設

	監視を行った延べ施設数	違反発見施設数	違反内容					行政処分を行った件数(営業停止、廃業命令等)	行政処分以外の処置件数(始末書等)
			施設基準違反件数	管理運営基準違反件数	製造基準違反件数	表示基準違反件数	その他の違反件数		
飲食店営業	74								
調理の機能を有する自動販売機	1								
食肉販売業	4								
魚介類販売業	4								
魚介類せり売営業									
集乳業									
乳処理業									
特別牛乳搾取処理業									
食肉処理業	1								
食品の放射線照射業									
菓子製造業	12								
アイスクリーム類製造業	2								
乳製品製造業									
清涼飲料水製造業									
食肉製品製造業									
水産製品製造業									
水雪製造業									
液卵製造業									
食用油脂製造業	2								
みそ又はしょうゆ製造業									
酒類製造業									
豆腐製造業									
納豆製造業									
めん類製造業									
そうざい製造業	5								
複合型そうざい製造業									
冷凍食品製造業									
複合型冷凍食品製造業									
漬物製造業	7								
密封包装食品製造業	1								
食品の小分け業									
添加物製造業									
小計	113								

届出を要する施設

	監視を行った延べ施設数	違反発見施設数	違反内容				行政処分を行った件数(業務停止等)	行政処分以外の処置件数(始末書等)
			設備の不備	食品の取扱い不良	表示基準違反	その他		
旧許可業種であった営業	魚介類販売業 (包装済みの魚介類のみの販売)							
	食肉販売業 (包装済みの食肉のみの販売)							
	乳類販売業							
	氷雪販売業							
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)							
販売業	弁当販売業							
	野菜果物販売業	12						
	米穀類販売業							
	通信販売・訪問販売による販売業							
	コンビニエンスストア							
	百貨店、総合スーパー	9						
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)							
	その他の食料・飲料販売業	2	1		1			
製造・加工業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)							
	いわゆる健康食品の製造・加工業							
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)							
	農産保存食料品製造・加工業							
	調味料製造・加工業							
	糖類製造・加工業							
	精穀・製粉業							
	製茶業							
	海藻製造・加工業							
	卵選別包装業							
	その他の食料品製造・加工業							
上記以外のもの(改正法による改正後の法第68条第3項において準用されるものを含む。)	行商							
	集団給食施設							
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)							
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの							
	その他							
小計	23	1		1				

